

平成24年（行ウ）第6号 固定資産税等賦課徴収懈怠違法確認等請求事件

原 告 宮 部 慎 太 郎

被 告 鳥 取 市 長

原告第6準備書面

平成27年3月16日

鳥取地方裁判所民事部合議係 御中

原 告 宮 部 慎 太 郎

第1 被告第7準備書面への反論

原告が住民監査請求において、本件処分が存在すること及び本件徴収懈怠の事実が存在すること明らかにしなかったということについては否認する。

原告は鳥取市職員措置請求書（甲2）において、「平成23年度に鳥取市下味野で、「鳥取市同和対策に係る固定資産税及び都市計画税の減免措置要綱（いわゆる「同和減免」）の経過措置として、平成22年度の同措置の申請者である同和関係者に対して固定資産税および都市計画税が4分の1減免された。この減免措置が下味野で行われたのは、下味野が同和地区であり、下味野が同和地区である理由は、下味野が歴史的には穢多地であって被差別部落であったからである」と、本件処分が存在すること及び本件徴収懈怠の事実を明確に述べている。

さらに、「平成23年7月20日以降の納期限に下味野地区で同和減免された固定資産税および都市計画税を徴収することを求める」と述べており、対象となる財務関係上の行為を具体的に摘示している。

時期が明示してあり、「下味野地区」という区域も甲29号証の隣保館組織再編表から分かる通り、世帯単位で鳥取市が把握しているし、乙8ないし10号証から分かる通り申請に対して同和減免の処分が行われているので、被告あるいは監査委員は本件処分を過不足なく特定可能である。

監査委員から証拠の提出および陳述の機会が与えられたことは認めるが、単に陳述の機会を設けること、証拠の提出を随時受け付けるということを書面で通知され

ただけである。監査委員からは本件処分や本件徴収懈怠の事実の存在に疑義がある旨の説明はなかつたし、既に提出した書面以上の陳述や証拠が必要であるとの説明もなかつた（甲32）。

なお、地方自治法第242条第6項は「監査委員は、第四項の規定による監査を行うに当たっては、請求人に証拠の提出及び陳述の機会を与えなければならない」とするもので、請求人に証拠の提出及び陳述を義務付けるものではない。

監査委員は「本件請求に係る固定資産税及び都市計画税の減免は、地方税法（昭和25年法律第226号）及び鳥取市税条例（昭和25年鳥取市条例第10号）を直接の根拠として減免されるものであり、請求人が違法の根拠とする太政官布告との関連は認められない」（甲3第4）と述べており、このことからすれば、請求人が証拠の提出及び陳述を行っても結論に影響はない。

また、前述の通り鳥取市監査委員は「本件請求に係る固定資産税及び都市計画税の減免」と明確に述べており、処分の存否について争いはない。

さらに、「人権に配慮」との理由で下味野という地区名を伏せ字にしている（甲3第1第4項）。

別訴（御庁平成23年（行ウ）第3号）の経過等からも分かる通り、同和地区と分かる地名は非公開情報なのだから、鳥取市監査委員が監査結果を公表することで結果的に下味野が同和地区であると認めることになることを認識していたことは明らかである。もし、監査結果が本件処分の存在を認めるものでないのなら、下味野が同和地区であると認めることにはならず、地区名を伏せ字にする必要はなかつた。

平成24年（行ウ）第6号 固定資産税等賦課徴収懈怠違法確認等請求事件

原告 宮部 慎太郎

被告 鳥取市長

証拠説明書

平成27年3月16日

鳥取地方裁判所民事部合議係 御中

原告 宮部 慎太郎

号証	標目	原本/写し	作成年月日	作成者	立証趣旨
甲32	鳥取市職員措置請求に基づく監査の実施について（通知）	写し	H24.8.1	鳥取市	原告は監査委員から陳述や追加の証拠の提出が必要であるとの説明はされていなかったこと